

秋田県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成26年3月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	大館鷹巣線	A	北秋田市栄字琵琶田3番地先から字竹原岱210番地先まで	6.00～18.00	0.385
			B	北秋田市栄字琵琶田32番地先から字竹原岱97番2まで	9.00～64.00	0.760
	新	大館鷹巣線	北秋田市栄字琵琶田32番地先から字竹原岱97番2まで		9.00～64.00	0.760

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成26年3月4日から同月17日まで